

(仮称) 尾道市立大学附属図書館建設に伴う基本・実施設計業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

(仮称) 尾道市立大学附属図書館建設に伴う基本・実施設計業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により高度な設計能力及び豊富な経験を有する者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 尾道市立大学附属図書館建設基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

(仮称) 尾道市立大学附属図書館建設基本・実施設計業務

詳細は「(仮称) 尾道市立大学附属図書館建設基本・実施設計業務委託特記仕様書(別添2)」に依る。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日までとする。

(4) 発注者

公立大学法人尾道市立大学 理事長 藤澤 毅

(5) 委託料の上限

68,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 業務規模・計画範囲

新附属図書館建設(延床面積3,000㎡程度)、外構、既存棟(現図書館を含む)の通信設備・消防設備等の改修を含む。

3 選考方式

(1) 選考は、(仮称) 尾道市立大学附属図書館建設設計者選定委員会(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 選考は、一次書類審査(応募者5者以上の場合)、及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施して二次審査を行い、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。

(3) 委員会の構成は、二次審査当日まで公表しない。

4 選考スケジュール

内 容	日 時
実施要領、参考資料等の配布（尾道市立大学のホームページに掲載）	令和4年10月6日（木）から
現地視察（希望者のみ）建物内の視察は出来ません。当日事務局総務課で受付をして下さい。	令和4年10月11日（火）及び10月12日（水）の9時から16時まで
参加表明書、技術提案書等に関する質問の受付期間	令和4年10月7日（金）から10月14日（金）17時まで
質問に対する回答	令和4年10月21日（金）17時までに回答
参加表明書、技術提案書等の受付期間	令和4年10月24日（月）から11月18日（金）17時まで
一次書類審査（応募者5者以上の場合）	令和4年12月上旬（予定）
結果通知	令和4年12月上旬（予定）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年12月中旬（予定）
特定・非特定通知書の発送	令和4年12月中旬（予定）

5 参加資格

(1) 本業務の選考に参加することができる者は、次のアからカまでのいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表者とする設計共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がなされていること。

エ この公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成21年9月1日施行）別表第1の1から5までのいずれにも該当しないこと。

オ 公共図書館・大学附属図書館又は大学施設で延べ床面積1,000㎡以上の設計実績があること。（平成24年4月以降で公告日までの間に竣工しているもの）

カ 国税、地方税の滞納がないこと。

- (2) 共同企業体の代表者以外の構成員は、前号アからエ及びカのいずれにも該当する単体企業とし、共同企業体の代表者は、中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率は構成員中最大とする。
- (3) 共同企業体として参加する場合は、設計共同企業体の設置に関する協定書（様式は、国土交通省のホームページに掲載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成するものとする。）を参加表明書の提出時に添付するものとする。
- (4) いずれの構成員も、本件において単体企業並びに他の共同企業体の構成員及び協力事務所となることはできない。

6 応募者の制限

次に該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

- (1) 委員会の委員及びその親族
- (2) 委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- (3) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

7 業務実施上の条件

(1) 技術者条件

管理技術者1名を配置し、次に掲げる資格等をいずれも満たすこと。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。

イ 参加表明書の提出者の組織に属しており、公告日までに引き続き3か月以上の雇用関係を有していること。

ウ 建築士法施行規則第1条の2第1号から第4号及び第5号イに定める業務に13年以上の実績があること。

(2) 再委託に関すること。

ア 設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

イ 参加表明書の提出者の組織に所属していない者を配置技術者とする場合は、各種法令を順守し、委託契約等の手続を行うこと。

8 事務局

公立大学法人 尾道市立大学 事務局 総務課

〒722-8506 広島県尾道市久山田町1600番地2

TEL 0848-22-8380 (直通) FAX 0848-22-5460

E-Mail : j-soumu@onomichi-u.ac.jp

9 参加手続等

(1) プロポーザルに係る書類等の配布

令和4年10月6日(木)から尾道市立大学のホームページに掲載
(添付資料をダウンロードしてご使用ください。)

(URL : <http://www.onomichi-u.ac.jp>)

(2) 質問の提出

質問がある場合は、質問書(様式第7号)を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

(ア) 令和4年10月7日(金)から同年10月14日(金)午後5時まで

(イ) 持参による受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事務局総務課へ持参、郵送、ファクス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。(受付期間内必着)

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和4年10月21日(金)までに、尾道市立大学ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

(3) 参加表明書・技術提案書等の提出

ア 受付期間

(ア) 令和4年10月24日(月)から令和4年11月18日(金)午後5時までとする。

(イ) 持参による受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事務局総務課へ持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。)により提出するものとする。(受付期間内必着)

ウ 提出書類

様式等	提出部数
参加表明書(様式第1号)	1部
予定技術者の経歴等(様式第2号)	9部
協力事務所の内容等(様式第3号)	
事務所の業務実績 A3用紙1枚(片面)に3件以内。様式は問わない。ただし、そのうちの1件は、5参加資格オに該当する物件を記載すること。	
技術提案書(様式第4号)	1部
参加表明書等受領書(様式第5号)(郵送の場合要返信用封筒)	
審査出席者届出書(様式第6号)	1部
質問書(様式第7号)	1部

<p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計共同企業体の設置に関する協定書（共同企業体のみ） ・一級建築士事務所登録を証する書面の写し ・技術者資格証及び雇用関係を証明するものの写し ・企業パンフレット等の実績及び事業概要説明資料 	<p>各 1 部</p>
---	--------------

※技術提案書はPDFによるデータも併せて提出すること。

エ その他

- (7) 様式第5号は、受付印を押印の上、提出者に返却する。
- (i) 郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

10 選考

選考は、前項第3号ウの提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの実施により、その内容を審査、採点のうえ、最優秀の者を最優秀者に、次点者を優秀者に特定する。

(1) 書類審査

応募者が5者以上の場合は、一次書類審査を行い、得点上位の5者を選定する。

(2) プレゼンテーション

上位5者から技術提案書の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを令和4年12月中旬に実施する。

(3) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの審査出席者届出書（様式第6号）で届出があった者（4人以内）のみが出席できるものとし、管理技術者は必ず出席しなければならない。

(4) プレゼンテーションに当たっての留意事項

- ア 提出した技術提案書の内容及びその補足説明についてのみ行うこと。
- イ 資料の追加配布（提出していない資料のプロジェクターでの投影等を含む。）は、認めない。

※会場には、ノートパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意する。

ウ 提案者及び審査者は、提案者（企業名、代表者名及び参加者名）の特定又は推察につながる内容の発言は一切行ってはならない。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは公開により実施するが、選考参加者が他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することは、参加者の社員その他関係者を含め一切認められない。

(5) 結果通知

審査の実施後、文書で通知するとともに、本大学ホームページにて公表する。

(6) 審査項目

選考における審査項目、審査事項及び配点は、次表のとおりとする。

審査項目	審査事項	配点
事務所の業務実績	公共図書館、大学附属図書館にとらわれることなく(仮称)尾道市立大学附属図書館建設の参考となる業務実績等を3件以内(平成24年4月以降で公告日までの間に竣工しているもの)ただし、そのうちの1件は、5参加資格オに該当する物件を記載すること。 ・A3用紙1枚(片面) ・写真、図表等による記述も可能 ・会社名等の提案者が特定できる事項は記載しないこと。	20点
テーマに対する技術提案	4つのテーマについての業務理解度、テーマの整理及び検討状況並びに技術提案の独創性及び実現性	
	1 「尾道」という街に立地し、経済情報、芸術文化という2学部を擁する本学の附属図書館としての施設整備構想	20点
	2 学生、一般市民が利用するうえで、管理、運営にも考慮した使いやすさ及び、安全・安心な施設	20点
	3 既存棟にも配慮し、当該地域(水源池他)に調和した建物デザイン	20点
	4 「ZEB」実現へ向けての考え方と、建設コスト削減の考え方	20点
担当チームの対応	担当チームに対するヒアリングにより、コミュニケーション能力も踏まえて審査	20点
合 計		120点

1.1 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取

本大学において、最優秀者として特定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先とするとともに、業務の詳細内容の協議をするものとする。ただし、次のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び業務委託契約が締結できない場合は、優秀者を見積書徴取の相手先として再度特定する。

ア 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。

イ 最優秀者が、尾道市から業務委託に係る指名除外措置をうけたとき。

ウ 最優秀者が、特定後に次項に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

エ 最優秀者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

オ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、(仮称)尾道市立大学附属図書館建設基本・実施設計業務委託特記仕様書(別添2)に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上で定める。

イ 業務の一部再委託は、第7項第2号の条件を満たす範囲で認めるものとする。

ウ 予定技術者の経歴等(様式第2号)に記載した配置予定技術者は、特別の理由により本学がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できない。病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、調査職員の承諾を得なければならない。

(3) 契約

本業務の委託契約は、尾道市立大学委託契約規則及び業務委託契約約款によるものとする。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託契約締結後に、契約者が次項に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

1.2 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び技術提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 提出書類が、指定する様式によらないほか、次のいずれかに該当する場合

ア 受付期限並びに提出場所及び方法が指定と異なる場合

イ 記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合(プレゼンテーション及びヒアリングを含む。)

オ 虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合においても同様とする。

(2) 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴した場合。参加者の社員その他関係者が傍聴した場合においても同様とする。

(3) 委員会及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合

1.3 その他

(1) 本件に係る費用負担

技術提案書等の作成及び提出、ヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本学はこの責めを負わない。

イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出期限までは自由に変更することができる。ただし、変更しようとする場合は、提出された書類を持ち帰り、改めて変更された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び技術提案書を変更することはできない。

(3) 使用言語及び通貨

提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(4) 技術提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書及び技術提案書は、第2号イを除き返却しない。

イ 提出された参加表明書及び技術提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用しない。ただし、本学は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存を行う。

ウ 最優秀者に特定された技術提案書は、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開する。

(5) 追加資料

配置予定技術者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求められることがある。

1.4 添付資料

(1) 提出書類の様式（別添1）

(2) 基本・実施設計業務委託特記仕様書（別添2）

(3) 位置図兼都市計画図（別添3）

(4) 附近見取図（別添4）

(5) 配置図（別添5）